建設業退職金共済制度取扱要領等の一部改正
建設業退職金共済制度取扱要領の一部改正　新旧対照表

新	旧
1　契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（証紙貼付方式は別紙１の収納書を別紙２の掛金収納書提出用台紙に貼付、電子申請方式は別紙３のみ、以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。	1　契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の発注者用掛金収納書（別紙１、以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
2　前項の収納書は、工事請負契約締結後証紙貼付方式においては１か月以内、電子申請方式においては４０日以内に提出させるものとする。ただし、電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」（別紙４）が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りでない。	2　前項の収納書は、工事請負契約締結後１か月以内に提出させるものとする。ただし、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りでない。
3　契約担当者は、前項ただし書の場合においては、受注業者からその理由及び共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）の購入予定時期を書面により申出させるものとする。	3　契約担当者は、前項ただし書の場合においては、受注業者からその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申出させるものとする。
4　契約担当者は、受注業者から第２項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。 　なお、受注業者から第２項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。	4　契約担当者は、受注業者から第２項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出させるものとする。 　なお、受注業者から第２項ただし書の申出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申出させるものとする。
5　収納書確認の際、建退共制度と建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けた環境整備を図る観点から、建設キャリアアップシステム登録情報について記載の確認をし、受注業者が建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合には、就業履歴が蓄積可能な環境の有無について確認し、必要に応じて各現場へのカードリーダーの設置など適切な対応を促す。	（新設）
6　契約担当者は、工事完成届とともに建設業退職	5　契約担当者は、工事完成届とともに

金共済制度掛金充当実績総括表（別紙５）及び建退共証紙貼付実績書（別紙６　　）を受注業者から提出させるものとする。

なお、共済証紙等の貼付等率が著しく低いときは、その理由を書面により申出させるものとする。

7　契約担当者は、共済証紙等の購入状況を把握するため必要があると認められるときは、受注業者又は　　機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙等の受払　簿その他関係資料の提出を求めるものとする。

8　契約担当者は、共済証紙等の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数又はポイントを購入すれば十分であることに留意するものとする。

なお、その的確な把握が困難である場合において、　　機構が定めた「掛金納付　　の考え方について（別紙７）」を受注業者が参考とする際には「労働者延べ就労予定日数」の７割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に　対象工事における労働者の建退共制度加入率　　７０％　を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

9　契約担当者は、工事を発注するための現場説明書又は入札等の機会において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第１項から第７項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

（１）　受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を購入し、証紙貼付方式においては当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付、電子申請方式においては、機構に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。

（２）　受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙等を併せて購入して証紙貼付方式においては現物により交付し、電子申請方式においては退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙等の購入及び貼付又は掛金充当を促進すべきこと。

（３）　略

　　建退共証紙貼付実績書（別紙１－２）を受注業者から提出させるものとする。

なお、共済証紙　の貼付等率が著しく低いときは、その理由を書面により申出させるものとする。

6　契約担当者は、共済証紙　の購入状況を把握するため必要があると認められるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙　の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。

7　契約担当者は、共済証紙　の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数　　を購入すれば十分であることに留意するものとする。

なお、その的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙２）」を受注業者が参考とする際には「労働者延べ就労予定　数」の７割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に　対象工事における労働者の建退共制度加入率　　７０％　を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

8　契約担当者は、工事を発注するための現場説明　又は入札等の機会において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第１項から第６項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

（１）　受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙　を購入し、　　当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付　　すること。

（２）　受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙　を併せて購入して　　現物により交付し、　　又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙　の購入及び貼付　　を促進すべきこと。

（３）　略

１０　契約担当者は、受注業者が建退共制度へ未加入の場合は、理由を確認の上、必要と認める場合は、加入及び共済証紙等の購入・貼付・掛金充当についての指導を行うものとする。

１１　契約担当者は、受注業者で相当の理由なくして共済証紙等を購入しないもの又は正当な理由なく共済証紙等を貼付等しないものについては、指名において考慮できるものとする。

１２　受理した＿＿＿＿＿＿収納書は、＿＿＿＿＿＿

別紙3

掛金収納書（電子申請方式）

（共済契約者が発注者へ）

共済契約者番号	
共済契約者名（JVの場合は共同企業体名）	
JVの場合は共同企業体名	

掛金収納書番号（お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。）

収納年月日	

退職金ポイント購入額

単価	購入日数	購入額
320円（中小企業用）	日	円
320円（大手企業用）	日	円
合計	日	円

工事情報

工事の区分	公共 / 民間 / その他
発注者名	
元請契約の工事番号および工事名	
総工事費	円
当該工事の退職金ポイント購入の考え方	

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
現場配布には使用できません。
また、この掛金収納書は再発行できませんので大切に保管してください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

印字例 電子

（参考）
建設キャリアアップシステム登録情報

本工事を施工する下請負人を含めた建設キャリアアップシステムへの登録の有無 （有）

元請負人の建設キャリアアップシステム企業ID	

本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無 （有）

本現場の建設キャリアアップシステム現場ID	

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 （有）

別紙4

掛金口座振替申込受付書（電子申請方式）

（契約者が発注者へ）

この書類は掛金収納書ではありません

口座振替予定日：○○○○年○○月○○日
掛金収納書発行予定日：○○○○年○○月○○日
発注者は、必ず工事契約締結後日以内に「発注伝票」を送付願います。

共済契約者番号	
共済契約者名・名称	
JVの場合は共同企業体名	

掛金口座振替申込受付番号（お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。）

申込日	

退職金ポイント購入申込額

単価	購入日数	購入額
円（中小企業用）		
円（大手企業用）		
合計		

工事情報

工事の区分	公共 / 民間 / その他
発注者名	
元請契約の工事番号および工事名	
総工事費	円
当該工事の退職金ポイント購入の考え方	

印字例は別紙のとおり

この掛金口座振替申込受付書は、上記工事に係る建退共の掛金の根拠となる金額の払込みについて口座振替の申込み受付が完了したことを証する書類です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 共済機構 電子印鑑

（参考）
建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 （有） （無）

元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID	

本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無 （有） （無）

本現場の建設キャリアアップシステム現場ID	

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 （有） （無）

別紙5

様式第031号

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年　月　日

発注者

受注者
住所
名称

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者ID

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場ID

工事期間　年　月　日 ～ 年　月　日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

（1）工事全体

労働者延べ就労日数　人日

本工事に従事した事業者数（元請を含む）　者

本工事に従事した労働者数　人

（2）建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数（掛金充当日数）　人日

採用した方式　□ 電子申請方式　□ 証紙貼付方式

・事業者数（元請を含む）　者

・対象労働者数　人

（参考：工事全体の数を記入すること）

・建設キャリアアップシステムによる就労履歴数　人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数　者

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数　人

別紙2

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に、

$$\left(\frac{\text{対象工事における労働者の加入率（\%）}}{70\%}\right)$$

を乗じた値を参考とすること。

工事種別 ＼ 総工事費	土木					
	舗装	橋梁等	舗装	舗装	造園・緑化	その他の土木
1,000 ～ 9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ～ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ～ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ～ 499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.6/1000	2.5/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 ＼ 総工事費	建築		設備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械機器設備
1,000 ～ 9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ～ 49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ～ 99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ～ 499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

（注）総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

別紙3

確認年月日	確認欄	課（所）長	起案者

建設業退職金共済制度証紙購入確認書

下記工事についての建設業退職金共済制度証紙の購入を掛金収納書により確認する。

工事番号・工事名
契約額
契約年月日
請負者
証紙購入額／契約額（%）
特別の事由等

（掛金収納書貼付）

別紙6

建退共証紙貼付実績書

請負者名	令和　年　月　日
現場キーパーソンフリガナ	
現場キーパーソン氏名	
契約者名	契約期間　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
工事名	契約工期
建退キーパーソン氏名及び連絡先	

受入年月日	受入 購入	受入 納入	貼付 貼付	貼付 下請へ交付	残高(小計)	貼付人員	貼付月数	備考
年 月 日	円	円分	円	円分 下請名	円分	人	年 月分	

入札参加にあたっての留意事項の一部改正　新旧対照表

新	旧
１０　建設業退職金共済制度への加入等について 県では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。 （１）　建退共制度の証紙貼付方式とした場合は対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付する、また、電子申請方式とした場合は対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。 （２）　下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、証紙貼付方式とした場合は下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、また、電子申請方式とした場合は下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを合わせて購入し、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）の購入及び貼付又は掛金充当を促進すること。 （３）　建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後証紙貼付方式においては１ヶ月以内に、電子申請方式においては４０日以内に県に提出すること。 　なお、電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して機構の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙等の購入予定時期を書面により申し出ること。 （４）　（３）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時までに提出すること。	１０　建設業退職金共済制度への加入等について 県では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。 （１）　建退共制度の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付する＿＿こと。 （２）　下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、＿＿又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の購入及び貼付＿＿＿＿＿＿＿＿を促進すること。 （３）　建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿１ヶ月以内に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿県に提出すること。 　なお、＿＿工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙＿の購入予定時期を書面により申し出ること。 （４）　（３）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙＿を追加購入したときは、当該共済証紙＿＿に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、（３）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。 （５）　別に定める建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表及び建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して県に提出すること。 （６）　県から共済証紙等の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 （７）　略	なお、（３）の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙　を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。 （５）　別に定める　　建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して県に提出すること。 （６）　県から共済証紙　の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。 （７）　略

改正後の規定は、令和５年９月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。